

浜岡原子力発電所4号機 非常用ディーゼル発電機の  
運転上の制限からの逸脱および復帰について

2015年6月17日

発生場所	4号機 原子炉建屋内(放射線管理区域外)
発生日月	2015年6月17日
発生時の状況	<p>15時02分、4号機中央制御室において、待機中の非常用ディーゼル発電機(B) (※1)の過速度停止を示す警報(※2)が点灯したため、非常用ディーゼル発電機(B)は動作不能(使用できない状態)であると判断し、原子炉施設保安規定(※3)で定める運転上の制限(※4)からの逸脱を宣言しました。</p> <p>その後、当社社員が現場を確認したところ、非常用ディーゼル発電機(A)の点検作業に従事していた協力会社社員が、比較のために点検対象ではない非常用ディーゼル発電機(B)の状態を確認していた際、設けて過速度停止させるための現場スイッチに触れたことで、当該警報の点灯に至ったことを確認しました。確認の結果、実際の機器の異常ではなかったことから、当該非常用ディーゼル発電機を待機状態へ戻して15時19分に運転上の制限の逸脱からの復帰を宣言しました。</p> <p>本事象は放射性物質の放出にかかわる事象ではありません。</p>
お知らせ基準	「表1」原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき、に該当します。

- ※1 非常用ディーゼル発電機は、外部からの電源供給が停止した場合等に自動的に起動し、主要な機器(非常用炉心冷却系ポンプ等)に電力を供給する非常用の発電機です。
- ※2 ディーゼル発電機の回転数が設定回転数を超えた場合に、ディーゼル発電機を停止させるための装置の警報です。
- ※3 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転をおこなう上で守るべき事項を定めたもので、原子力規制委員会の認可を受けています。原子炉施設保安規定では、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、2台の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを要求しています。
- ※4 運転上の制限とは、安全機能を確保するための、予備も含めた動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数や、原子炉の状態ごとに遵守すべき温度や圧力の制限のことで、一時的にこれを満足しない状態が発生すると、原子炉施設保安規定に従い、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、状態の復旧等の措置を実施する必要があります。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

以上